

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp



J R 東 海 労 働 組 合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

2022年
3月10日
第453号

JR東海労

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

定昇6,000円、ベア6,000円、夏季手当3.5ヶ月 2022JR総連春闘を職場から闘うぞ！ 各地本定期委員会が成功裡に終了

各地本は2月、定期地本委員会を開催し、2022JR総連春闘など春の闘いをはじめ、当面する活動方針を決定しました。第37回定期大会以降の闘いで勝ち取った成果を確認し、今後の闘いの意思統一を行いました。

新幹線地本第27回定期地本委員会

新幹線地本は2月20日、第27回定期地本委員会を開催しました。議長に東京車両所分会の長浜委員を選出しました。杉澤委員長は「2022JR総連春闘を統一闘争として闘う。54歳原則出向反対の闘いで、多くの成果を勝ち取った。淵上さんを東京第二運輸所に戻す闘いを行う。SEK、SMT、関係会社ではないスリーエス、メンテックカンザイと団体交渉を開催した。東京第一運輸所ではユニオン組合



静岡地本は2月25日、第31回定期地本委員会を開催しました。半場委員長は「54歳原則出向について、旗開きで講演を受けたように、跳ね返す闘いで成果を勝ち取った。2022春闘

静岡地本第31回定期地本委員会

ではJR総連の統一要求・統一闘争で共に闘う。春闘期間中は地本情報を連続して発行する。規程の訂正時間やCASTによる出場報告の問題については、名古屋地本と連携を取りながら進めてい

東京運輸所分会からは、休業での出勤に関する問題、出向者の闘い、プライム会議からは、出向先との団体交渉開催、各現場での環境改善の闘いなどの発言がありました。伊藤書記長は「春闘では、本部と連携して会社の賃金抑制攻撃の理不尽さを訴えていく。54歳原則出向で、我々はできるだけだけの闘いをしてきた。出向に出た組合員も出向先でも闘っている。地本も共に闘う。年休裁判で、木下委員長と、竹信先生が証人となる。中労委命令は頭にくる命令だが、大きな成果を勝ち取った」と、総括答弁を行いました。

渡辺書記長は「出場報告で、早目出場時間の3分が削減されるが、削減される時間は不明である。乗務員勤務制度に関する重要な労働条件である。会社に説明を求めめる。会社は規程の訂正時間を労働として行っている。その労働を、どこに組み込むかが問題となる。ユ



名古屋地本第32回定期地本委員会

名古屋地本は2月28日、第32回定期地本委員会を開催しました。議長に越坂委員を選出しました。また、JR東労組の賃金抑制反対する闘いに連帯する色紙を取り組みました。荻野委員長は「ロシアがウクライナに侵攻し市民の犠牲が出ている。いかなる理由があろうとも、戦争・武力による解決は許されない。日本においても危機感を煽り、憲法改悪を進めようとするだろう。職場では、運転ミスに対して手順を守らない個人が悪いと、会社は責任を放棄している。社会の平和を守り、60歳以降も安心して働ける職場をつくるために2022JR総連春闘を闘おう」と挨拶しました。質疑では、全委員がロシアのウクライナ侵攻への抗議を表明し、その他「ユニオンは職場問題を提起しない」「組合掲示板は必要であり設置させよう」「出向特別措置に疑義を持ち会社に調査させている」「出向先の職場環境を改善させた。言葉は変わるんだという風潮ができた」などの発言がありました。そして、3月に退職される中山孝宏さんは「JR東海労で良かった。感謝している」と発言しました。



御辺書記長は「2022JR総連春闘では、満額獲得に向けて闘いをつくり出す。一方、ユニオンは『欲しがりません、勝つまでは』の精神が植え付けられている。長年、申し入れてきた駅の訓練会は、昨年12月に初めて日勤指定がされ、成果である。私たちは一切の戦争に反対する。憲法改悪阻止のために闘う」と、総括答弁を行いました。【新幹線関西地本定期委員会は2面に記載】

新幹線関西地本第27回定期地本委員会

新幹線関西地本は2月27日、第27回定期地本委員会を開催しました。来賓として、本部畑野副委員長、地本OB会工藤会長が出席し、それぞれ挨拶を受けました。

笹田委員長は「会社は業績好調時には、ボーナスは業績連動ではない」と、安定的支給ベースを理由に抑制してきた。会社は、利益剰余金をペイしないリニア建設につき込んでいる。強制出向に抗し、職場からの闘いにおいて、会社の人事権を覆し出向を取り消させたい。成果と教訓を全体で確認する。下茂さんと西さんは、出向を許さず裁判闘争に決起した。プロジェクトチームと共に闘う。年休裁判、柳楽裁判、212裁判、空白裁判、



コロナ裁判、強制出向裁判の6件の裁判闘争を展開している。労基法を逸脱した不当判決に対しては、諦めることなく控訴し闘う。労働者の権利を蔑ろにする判決が続くような社会では、労働者の権利が剥奪され、権力者が好き勝手にできる世の中となる。それは、戦争への入り口である。労働者の立場で権利と利益を守り、連帯の輪を広める事が平和に繋がる」と挨拶しました。

質疑では「規程の訂正問題で労基署へ相談した結果、職場に調査に入ったのは成果である」「出向取り消しは成果である」「職場改善の情報シリーズ化して発行した」「ロシアのウクライナ侵攻に対し糾弾する」

要求通り満額回答せよ！

2022 JR 総連春闘、団交大詰め

022年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求の申し入れ」(「申第27号」)を提出し、3月7日までに4回の団体交渉を開催してきました。

第1回団体交渉(2月22日)では、労使双方が趣旨説明を行いました。本部は、①コロナ禍の影響により減収・減益となつているが、第3四半期決算は前年同期比で損益が大幅に改善された。社員は努力である。②社員は感染に怯えながら業務に

就き奮闘しているが、会社はその奮闘に報いることもなく、期末手当を3期連続2.2ヶ月という低額に抑え込んだ。これは、安定的支給ベースを信用していた全社員の気持ちを裏切ると共に、全社員の生活設計を破壊しただ。③一方、役員報酬はわずかな自主返納で高額な報酬を維持している。④リニア建設を進めていることは、組合の要求に応える経営体力は十分ある。⑤従って、組合の要求通り実現するべきだ、と主張しました。

これに対し、会社は「当社の経営状況はコロナ禍で厳しい状況である。我が国の経済情勢は厳しい。鉄道業などはマイナスの影響が極めて大きい。当社の賃金水準は高いレベルである」と、賃上げをしない言い訳を見解としました。

第2回団体交渉(2月28日)で会社は、申し入れに対する回答を示しました。しかし、回答は「そのような考えはない」の繰り返しでした。

第3回団体交渉(3月2日)で、本部は「ベア6,000円、定期昇給1乗数1,500円・4乗数完全実施で6,000円及び通減撤廃、夏季手当3.5ヶ月は、社員の切実な要求である。3期連続の期末手当大幅削減は生活に影響が出ている。それに輪をかけて物価が大幅に上昇している。役員報酬はたかが1割の自主返納で、JR他社に比べても低い。リニア建設を進めていることは、財力に余裕がある。収入も改善している。これは社員の努力によるものだ。業務内容や労働密度からすれば手当の金額は見合っていない。祝日手当廃止によって収入が減り、復活は切実な要求だ。100分のいくつなら出せるのか」と主張しました。

が改善されたとはいえず、赤字であることには変わりない。低減撤廃については、苦勞した者が報われる制度を変える考えはない。手当は整合性がない。適正な金額だ。祝日手当は他の手当に振り分けたい。復活はさせない」と、社員の苦勞を足蹴にする回答に終始しました。

また、安定的支給ベースの解釈についても対立でした。

第4回団体交渉(3月7日)で、本部は「54歳原則出向で、本人の同意を得ずに強制したことは非常に問題だ。出向取り消しが相次ぐなど、現実離れした制度で破綻している。出向組合員の超勤手当未払いが連発した。しかも、情報開示して発

が改善されたとはいえず、赤字であることには変わりない。低減撤廃については、苦勞した者が報われる制度を変える考えはない。手当は整合性がない。適正な金額だ。祝日手当は他の手当に振り分けたい。復活はさせない」と、社員の苦勞を足蹴にする回答に終始しました。

しかし、会社は「54歳原則出向制度は十分機能している。本人の同意を得るつもりはない。今後払いが良くないと思つているが、点検の必要はない。出向先の労働条件は出向先会社が決めるものだ」と、全く誠意のない回答に終始しました。

専任社員の雇用・労働条件については、本部は「専任Vを撤廃し、高齢法の趣旨を踏まえ希望者全員

を雇用せよ。体力的理由から、労働時間緩和や休日数の増などを行うべきだ。専任社員の基本給と契約満了報労金の区分を廃止せよ。専任社員にも扶養手当、調整手当などを払うべきだ」と主張しました。

しかし、会社は「継続雇用基準に満たない社員を雇っている。専任Vは撤廃しない。高齢を理由に労働条件緩和、休日増はしない。基本給と契約満了報労金の区分は、職責に応じて設定しており合理的だ。扶養手当、調整手当などは生活関連の手当を、再雇用した者までに措置する必要はない」と、専任社員の苦勞を蔑ろにする回答に終始しました。

出向組合員の超勤手当未払い発覚！

新幹線地本がJR東海に申し入れ

メツテクカンザイ(株)に出向中の組合員が「勤務実績表」の個人情報開示請求を行ったところ、昨年12月が25時間、1月が24時間で、計9万1,300円の超勤手当が支払われていないことが発覚しました。過去、(株)スリーエスに出向中の組合員に8万1,796円の未払いがありました。更に、シムックスに出向中の組合員に2万2,977円の未払いがあることが新

たに発覚しました。新幹線地本はこれを看過できないとして3月3日、会社に出向者の超勤勤務手当および夜勤手当の未払いに関する申し入れ」を提出し、団体交渉の開催を要求しました。申し入れ項目は、以下の通りです。

①3名の組合員に対して超勤勤務手当および夜勤手当が支払われなかった原因を明らかにすること。

②事務統括センターが発足して以降の給与、手当等の未払いおよび誤支給の件数、並びにそれらのトータルの金額を明らかにすること。

③超勤勤務手当および夜勤手当が支払われなかった原因に対する対策を明らかにすること。

④出向者全体について、超勤勤務手当および夜勤手当の未払いおよび誤支給の有無について再調査すること。